

当金庫の預金商品の概要【すこやか定期I型】

1. 商品名 (愛称)	スーパー定期 (すこやか定期I型)
2. 販売対象	・個人の方で当金庫で各種公的年金の振込を受けておられる方
3. 期間	・スーパー定期1年もの(元金自動継続または、一般定期)
4. 預入(受入) (1) 預入(受入)方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1,000円以上 ・200万円以内 ・1円単位
5. 払戻(支払)方法	・満期日以後に一括して支払います。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法(頻度) (3) 計算方法	・固定金利 ・店頭備え置きチラシに表示しています。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7. 税金	・個人の利息には20% (国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 ※マル優を利用の場合は除きます。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	少額貯蓄非課税制度の対象となる個人のお客様は、マル優の取扱いができます。
10. 中途解約の取扱	・満期日前に解約する場合は、別紙の表1の預入期間に応じた中途解約利率及び預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息と共に支払います。
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは、窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置 紛争解決措置	・本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または、業務部(9時～17時、電話：0120-86-2440)にお申し出ください。 ・兵庫県弁護士会(電話：078-341-8227)、東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部または、全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、各弁護士会に直接申立てていただくことも可能です。 なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京の三弁護士会、当金庫業務部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
13. その他参考となるべき事項	・満期日以後の利息は解約日または、書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円とその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合にはそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)

当金庫の預金商品の概要【すこやか定期Ⅱ型】

1. 商品名 (愛称)	スーパー定期 (すこやか定期Ⅱ型)
2. 販売対象	・個人の方で当金庫で各種公的年金の振込を受けておられる方
3. 期間	・スーパー定期1年もの(元金自動継続または、一般定期)
4. 預入(受入) (1) 預入(受入)方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1,000円以上 ・800万円以内(すこやか定期Ⅰ型と別枠) ・1円単位
5. 払戻(支払)方法	・満期日以後に一括して支払います。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法(頻度) (3) 計算方法	・固定金利 ・店頭に備え置きチラシに表示しています。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7. 税金	・個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 ※マル優を利用の場合は除きます。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	少額貯蓄非課税制度の対象となる個人のお客様は、マル優の取扱いができます。
10. 中途解約の取扱	・満期日前に解約する場合は、別紙の表1の預入期間に応じた中途解約利率及び預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息と共に支払います。
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは、窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置 紛争解決措置	・本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または、業務部(9時～17時、電話：0120-86-2440)にお申し出ください。 ・兵庫県弁護士会(電話：078-341-8227)、東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部または、全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、各弁護士会に直接申立てていただくことも可能です。 なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京の三弁護士会、当金庫業務部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
13. その他参考となるべき事項	・満期日以後の利息は解約日または、書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円とその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合にはそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)